

議長（上田順康君）順番2、24番 上久保君。

〔24番（上久保 修君）登壇〕

24番（上久保 修君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

市長は昨年6月、旧橋本市の市長に就任されたときから、常に言われてこられたのが「住んでよかったまちづくり」であります。市民にとって大変期待の持てる市政運営であると、私も期待しているところであります。

今回の議会は、新橋本市の初代市長に就任されてはじめての定例議会であります。市政運営には市民の安心、安全、平等が基本であると私も常々思っているところであります。市長は就任間もない4月臨時議会での所信では、今後の市政運営について、「安心・安全なまちづくり」、「活力あるまちづくり」、「緑のまちづくり」を基本に取り組んでいくと力強い表明をされておりましたね。私は、今回の質問で特にこの安心・安全なまちづくりについて、具体的にお聞きしたいと思い、3項目の質問を通告させていただきました。

まず、1項目目のAED、いわゆる自動体外式除細動器の導入に伴う管理、また器具を扱う人員体制で職員の講習計画と今後の整備計画についてお聞きをいたします。

私はこの問題について、平成15年9月議会で一般質問を行い、AEDを公共施設、特に市庁舎で設置していただきたいと提案申し上げてきました。本年5月1日より市庁舎1階と2階に配備されるようになり、問題を提議いたしました私にとりまして大変喜んでいただいております。この点は当局の対応

に対し、評価したいと思います。ただ、提議しましてから約2年8カ月がかかったことも事実であります。この間、同僚議員も昨年、このAEDの問題を取り上げていただき、当局は時を感じられたと私は理解しています。

ここで、少しこのAEDについて申し上げておきたいと思っております。心臓突然死の原因は、主に生命に危険のある不整脈によって起こると言われています。この機器を使って電気ショックを与え、迅速に正常なリズムに戻すことができますとあります。厚生労働省人口動態調査によると、心疾患による年間死者数は年々増加傾向にあり、私が質問した当時の平成15年度では16万3,000人となっていることがわかっています。恐らくこの2年数カ月の間に、大きく増加しているに違いありません。

心臓突然死の多くは病院の外で発生することが多い。このような心臓突然死対策は病院だけではなく、地域ぐるみで取り組むべきであると多くの識者は言っております。私は市民の安心・安全をまず第一に挙げておられる市長にとって、就任間もない取り組みとしては高く評価をしています。心停止となった方々を救命するために、これは効果的な機器である。救命の連鎖には四つのことがあって、連鎖的に行わなければなりません。迅速な通報、また、迅速な心肺蘇生、迅速な除細動、いわゆるAEDの対処、続いて二次救命措置と言われております。中でも除細動、AEDは1分遅れるごとに救命率が7%から10%低下すると言われております。

最近、全国の自治体では市庁舎はもちろんのこと、市内の公共施設で配備されてきています。このように配備された要因には、昨年

行われました愛知万博が大きな要因であると言われております。また、AED導入を期に、小学生から救命教育をと考え、多くの自治体で取り組んでいることがわかりました。教職員と生徒が講習を受け、命の尊さをテーマにして取り組んでいるところも多いことがわかってきています。以上のことから、以下の4点についてお聞きをいたします。

1、AEDを配備した1階、2階の管理体制はどこが担当するのか。

2番目、AEDを操作するため、職員の応急手当講習計画について、現時点で本庁舎内職員246名と聞いておりますが、何名なのかお尋ねをいたします。

3点目、AEDは今後どの程度配備されようかと計画しているのか。今はリース契約のため安価に設置できることを考えると、より多くの公共施設に配備すべきと考えるが、いかにお考えなのかお聞きします。先ほども申し上げましたように、学校施設に配備されているところが多く、本市でも検討できないのか。子どもの教育を考えるよい機会だと思いませんか。

4番目、市民への啓発について、さきの市広報6月号だけでなく、どのように展開していくのか。これは先ほど企業のごことで質問されたように、今後、一般企業が取り扱っていただく上で、大きな推進につながるのではないのでしょうか。例えば市のホームページを通じてAEDの効果を知っていただくよい機会に挙げてはどうか。

次の質問に行きます。子育て支援について、本来平等であるべき子育て環境について、当局の考え方をお伺いいたします。

日本の景気は上向き傾向にあると言われておりますが、家計を預かる人には大変厳しい状況にあるのではないのでしょうか。特に、若い夫婦が子どもを育てる環境がまだまだ厳しい

ものがあります。インターネット検索で知り得た情報ですが、福岡県のある地方議員の声を紹介いたしますと「私は、この認可外保育施設の現状を聞き、認可外施設が抱える問題や課題に対し、行政当局は政策の上で蚊帳の外という現実があります」と熱く語っておりました。実際、私も橋本市の現状を調べてみますと、同じようなことがあるのではないかと疑問を持ちました。

橋本市在住の子育て保育ニーズを考えると、認可外保育所は実に多くの問題に取り組んでいることがわかりました。声として、橋本市は一体子育てに関してどれだけ考えていただいているのか、という声を市民の方からよく耳にすることがあります。その都度、私はいろんな制度や事業の説明をいたしますが、現実は大変厳しいものがあります。今回、保育行政の問題点をお聞きするわけですが、本市の保護者が置かれている立場を理解していただくため、質問をいたしました。

参考までに申し上げますが、本市の認可外保育利用者の主な理由として、「認可保育園に年度途中で入園を希望したが、既にどの園も定員オーバーで受け入れられなかった」、それから「年度途中のため断られることを思い、認可外施設に申し込んだ」、また「母親の産前産後に備えて認可外へ申し込んだ」、「育児疲労による母親のリフレッシュで申し込んだ」、「予期せぬ離婚による就労を考えて、就職活動を始めるため入所した」、「保育時間延長が可能である」等々、さまざまな理由による対応であります。このように幼い子どもを持つ家庭は多くの問題点を抱え、日々生活をしています。この施設を利用する保護者は、一番大変なのは、やはり保育料のことだと口をそろえて言っております。やはりかなりの割高が保護者負担に大きくのしかかっているのも現実問題としてあることは確かであります。

国のエンゼルプラン策定以降、各自治体でさまざまな取り組みをしているところがあります。参考のために、ここで何点か紹介申し上げます。

神奈川県相模原市では、認定保育室を設けて認可保育施設でカバーし切れない部分を認可外の小規模保育施設にゆだね、公的助成制度を行っている。また、京都府向日市では、認可外保育所に入所中の乳児に対する補助金を交付。また、認可外保育事業所に対しても、運営補助金を交付している。さらに、静岡県磐田市では、認可外保育園補助金制度があり、市単独事業で児童健康管理事業として、健康診断の実施に対する一部補助の措置、耐震化事業では施設の耐震化費用の2分の1を補助する。ほかにもいろいろこの事業がありました。設けられております。

そこで、まず4点お伺いします。

1点目は在宅保育を含めた実態、また市の保育ニーズをどのように受けとめ、対応しているのか。

2点目、児童福祉法第24条には、市は保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童保育の責務があることを明記しております。同条のただし書きとあわせて考えれば、認可外保育施設であろうと、児童・乳幼児の保育の責任は直接的に見ても、また公平な立場を考えても、市が何らかの支援を負うべきと考えるが、いかがお考えか。

3点目、待機児童の考え方を伺います。従来、認可外保育施設で過ごしている子どもたちは、認可保育所に入所申請を行っていないければ待機児童とはみなされない。認可外保育施設に入所している児童も、本来待機児童としてカウントすべきであるが、いかがお考えか。政府は平成11年3月5日、当時、厚生省児童家庭局保育課長は次のように言って、通達をしております。このことでも、これら

をカウントすべきであると定義づけしております。この点についても、どう考えるのか。

4点目、認可外保育入所者の保育料保護者負担軽減のため、一部補助、認可外保育施設の運営支援について、先ほども申し上げましたように、先進地の自治体を紹介いたしましたが、本市はこのような自治体をどう評価されますか。先進地に見習って取り入れる考えはありませんでしょうか。

次の質問です。

児童生徒の教育環境、特に安全性についてお伺いいたします。政府は昨年12月20日、犯罪対策閣僚会議を開き、子どもの安全確保のため、6項目の緊急対策をまとめました。本年、平成18年3月までに、すべての小学校通学路の緊急安全点検を行い、安全マップを作成するほか、路線バスをスクールバスとして登下校時に活用することを早急に検討すると打ち出しました。小泉首相は会議で、最近、子どもに対する凶悪犯罪は国民の不安を増大させている。各省庁で連携して犯罪対策を強力に推進してほしいという指示を出したとありました。

また、昨年、NHKでは3日間かけて全国の二十歳以上の男女を対象に、コンピュータで無作為に発生させた番号に電話をかけるRDDという方法があるそうですが、それで世論調査を実施いたしました。1,710件に電話をし、うち960人から回答を得たとありました。子どもの登下校時の安全性に不安を感じるかと尋ねた。「大いに不安を感じる」が53%、「ある程度不安を感じる」が34%と、約90%近くの人が不安を感じていることがわかりました。これを本市に置きかえて考えるならば、おのずと数字が見えてくると思います。

何を言いたいかといいますと、本市の保護者も大半の人が不安を感じているのではないのでしょうか。最近痛ましい事件が起き、経過

についてテレビで連日報道されています。他の地域で起きた事件として傍観できません。本市の子どもたちを考えると、不安があるのは当然ではないでしょうか。

栃木県旧今市市で起きた殺害事件は依然として解決に至っておりません。この旧今市市に平成18年2月18日、本年の2月18日に、資料があってそれを送っていただきました。対応の状況を知ることができました。旧今市市は児童生徒の安全確保対策本部を設置し、児童生徒に安全確保対策事業を始めて、各課で安全確保の対応策や具体的な内容について検討しております。関係機関の協力体制も図っております。

全国では今まで、過去に1999年12月、京都市日野小学校の校庭で放課後2人の児童が犠牲となり、その後、大阪池田小学校での事件、佐世保での事件、寝屋川市立中央小学校での教職員殺害事件、そして最近の事件。このような事態を考えると、単に教育委員会だけの問題ではないと考えます。市全体で当然考えるべきで、各セクションの取り組みで課題に取り組む必要があるのではないのでしょうか。子どもの身を守る工夫について、関西国際大学教授は次のように分析しております。家庭と地域で情報を共有することが大事とし、「当然言えるかもしれませんが、やはり親子の会話が基本です」という話の中で、不審者の情報が子どもから入ることもある。そのように細かい情報を集めながら、対策を考えていく必要がある。何げない会話から重要なヒントが得られる場合もある。防災マップを作成するときには、重要なポイントになる等々言っております。作成にあたっては、実際に現地を見ることは当然であります。教授の調査では、1割の子どもが危険な目に遭ったことがあると答えていました。

そこで、次の4点についてお聞きをいたし

ます。

1点目、児童生徒の登下校時の安全性について、本市はどう考えて対処しているのか。本年6月1日より、県教育委員会では、県内すべての小学校で一斉に通学路セーフティネットの日を設定し、実施されることになりました。今年度は6月1日、7月3日、9月1日、11月1日、1月15日、3月1日の計6回実施し、県内で統一的に見守りの活動を行うことで、子どもたちの安全に対する意識を高めたいと話しています。既に1回目の実施されていますが、反響はどうでしょうか。

2点目、児童生徒に防犯ベルの装備と児童生徒が自ら参加して作成している通学路安全マップの件について。以前にもお尋ねをし、提案させていただきましたが、その後の進捗と取り組みについて状況をお聞きしたい。

3点目、本市にまちづくり条例、それから生活安全条例がありますが、もう一步前進して、安心安全なまちづくり条例として、改定されるお考えはありませんか。

4点目、先ほども紹介いたしました。旧今市市では、児童生徒の安全確保対策事業として、市のあらゆる課で検討し、対応を考え、具体的に取り組んでいます。本市は教育委員会で主に取り組んでいただいておりますが、各課でもそれに近い取り組みをしていただいていることはよく承知しておりますが、児童生徒安全対策事業本部なるものを立ち上げて取り組んではどうかと言いたいのであります。

例えば安全パトロール、赤色回転灯装備、それから防犯ステッカー、不審者注意の立て看板、不審者情報をリアルタイムに市のホームページに載せる、防犯灯の設置拡大、交通指導員、夏・冬・春休みの学童保育、不法有害廃棄物監視員、公園管理パトロール、市道危険箇所洗い出し等々、考えればたくさんあるように思います。市は管理棟なるセクシ

ョンを考えるべきと思うが、いかがお考えか。  
以上で1回目の質問といたします。明解なる答弁をよろしく願います。

ありがとうございました。

議長（上田順康君）上久保君の一般質問に対する答弁を保留して、10分間休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時5分 再開）

議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

24番 上久保君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

市長（木下善之君）上久保議員の質問にお答えをいたします。

橋本市まちづくり条例は、主には行政の各種施策と開発事業の調整を図るため制定されたものでありまして、議員おただしの安全・安心な防犯のまちづくりという観点からは、現状、橋本市生活安全条例が該当するものではないかと考えているところであります。

この条例は、犯罪、事故等を防止するための市民の自主的な安全活動の推進と生活環境の整備を行うことにより、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的としております。児童生徒の教育環境という点では、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除ということが規定されているほか、生活の安全確保のために必要な施策を行うこととなっております。

近年、児童生徒を取り巻く環境は異常事態と言わざるを得ないほど凶悪化、多発化しております。そういう意味におきまして、本条例の実効性が試されることにもなってまい

りますので、今後なお一層研究し、本条例が地域の課題に即し、持続性が必要であります。また、財政面も含め、実効性を伴う条例にするための調整を図ってまいりたいと考えますので、ご理解のほどをよろしく願います。

次に、具体的な取り組みはどうなっているかというおただしでございます。防犯灯につきましては、現在、一般防犯灯として市で管理しているものとしましては99本あり、地域の安全のため寄与していると考えているところであります。また、その他各自治会が管理している防犯灯は約6,600灯あり、児童生徒の安全はもとより、市民全体の防犯に寄与していると考えているところであります。今後、住宅環境の変化等に伴い、新たに設置が必要な箇所が増えることも予想されることから、自治会や関係各課と協議しながら、安全なまちづくりのために努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、交通指導員についてでございますが、合併により、現在66名で活動をいただいているところでございます。月2回の早朝交通指導はもとより、春・秋の交通安全運動期間中を中心として、学校とも連携しながら、新入生や園児等の歩行指導や全般的な交通ルールの指導を行い、また、年間を通して交通安全教室を開催するなど、児童生徒の安全のため、鋭意取り組んでいるところでございます。

今後もさらに充実を図り、警察と関係機関と連携しながら、安心・安全なまちづくり、住民の願いでございます。そうした交通事故のないまちづくりのために努力してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、残余の件につきましては、担当参与から答弁をいたします。

議長（上田順康君）教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

教育長（森本國昭君）AEDの配備等についてのご質問にお答えいたします。

橋本市運動公園テニスコート管理棟にAEDは2台設置しております。操作についての講習は、指定管理で委託している文化スポーツ振興公社の職員1名が消防署から受講し、他の職員に教えております。また、設置業者セコムよりの操作講習も受けております。また、県立橋本体育館は玄関にAEDは1台設置しており、文化スポーツ振興公社の職員3名が設置業者日本光電より操作講習を受けております。本年6月末に、橋本消防署より操作の講習がありますので、全職員が操作できるよう講習を受け、研修してまいります。

なお、教育現場の配置につきましては、今のところ具体的な取り組みはしておりませんが、今後、市当局とも協議してまいりたいと思っております。

次に、児童生徒の教育環境、特に安全性についてお答えいたします。

1点目に、通学路セーフティネットの日の取り組み状況についてですが、市内14小学校区、249カ所の地点に、県から任命されたセーフティガードの方々、延べ305名、教員が139名、それ以外の地域ボランティアの方々が204名、合計648名の方々が立ってくださり、安全確保に努めていただきました。

実際には、各地区ごとに地域ボランティアの皆さまが家々の前に出て、児童を見守っていただいております。その実数はとらえ切れない状況でございます。

教育委員会職員も、活動の状況を把握するため各学校へ出向きましたが、保護者・地域の方々の協力を得て整然と実施されており、大変喜んでいただいております。

2点目に、学校における安全マップの作成状況と防犯ブザーの所持についてございま

すが、平成17年12月議会において、議員からのおただしに対し、「平成17年12月5日に臨時中学校長会、再度、12月7日に臨時の園長、小・中学校長合同会議を招集し、安全対策についての具体策を協議し、全幼稚園と小・中学校に登下校時の安全パトロールの実施や、校区の安全マップ整備、通学路の点検を行っていくことを確認しております」とお答えいたしました。

その後についてでございますが、教育委員会から税務課の所持する地籍地図を配付し、各園、小・中学校で安全マップを作成しております。また、12月20日には幼稚園、小・中学校のPTA会長の合同部会を開催し、各園・学校の特色ある取り組みを紹介し合い、それぞれ取り入れられることは積極的に取り入れることを確認しております。

現在の状況でございますが、市内の12幼稚園では、10園が平成17年度中に安全マップの作成を完了しており、2園が現在作成中でございます。21校の小・中学校におきましては、16校が平成17年度中に作成、5校については現在作成中でございます。作成したマップは、校内掲示をしたり、児童生徒、保護者、地域の方々に配付したりし、危険箇所の確認を行うなど、その活用に努めております。

次に、防犯ブザーの所持についてでございますが、各学校ではその所持に努め、ブザー購入のあっせんを進めております。平成18年2月の調査では、旧橋本市の小学校では61%の所持率でありましたが、平成18年5月の調査では所持率が74%に達しております。今後も、保護者にその必要性を啓発し、所持率100%をめざして指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（上田順康君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

企画部長（吉田長司君）AEDを操作する

ための職員の講習状況についてお答えいたします。

今回、市役所本館へのAEDの設置に合わせ、職員研修として橋本市消防署救急救命士による「心肺蘇生法及びAEDの取り扱いに関する研修会」を3日間開催し、建設部、教育委員会事務局、上下水道部及び高野口出張所の各庁舎を含むすべての課、室から最低限1名の職員参加を義務付け、合計で68名の職員が参加しております。特に、業務上かかわりの深い総務部市民安全課と健康福祉部健康課につきましては、全課員が参加したところであります。なお、本庁舎職員246名のうち、51名が参加したことになっております。

今後の研修計画であります。AEDを使っている講習は1回に参加できる人数の制限もありませんが、旧橋本市において平成11年度より6年間、心肺蘇生法の習得を目的として、「普通救命講習」に職員を派遣し、既に179名が参加してきた経緯もありますので、橋本市消防署と調整を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

健康福祉部長（上田敬二君）市庁舎1階及び2階のAEDにつきましては、毎日多くの市民が利用される施設であることから、健康主管課である健康福祉部健康課が予算措置を行い、セコム株式会社とのレンタル契約の窓口となりました。そういった関係で、現状においては健康課が平日毎朝AED機器に「OK」マークが出ているか否かをチェックしており、「OK」マークが消えた場合、このことをセコムへ連絡し、対応していただくことになっております。万一、盗難に遭った場合は、セコムで動産総合保険を掛けているため、セコムが対応いたします。

また、庁舎内では健康福祉部介護高齢課も、

介護予防事業を展開する上で不測の事態に備えるため、平成18年6月1日からAEDのレンタル契約を締結いたしております。

本庁舎の機器の管理については、日々のチェックを健康課で行いますが、基本的には各施設で管理していただくものとなっております。

次に、3番目の質問につきましては、市民の健康と命を守る主管部の立場から、多くの市民が利用される市の施設にはできるだけAEDを設置するよう働きかけてまいります。また、現時点で市の施設全体の配備計画はありませんが、全体計画の立案担当課については、今後企画部と協議してまいります。

最後の質問の市民への啓発につきましては、今後、一般市民を対象としたAED使用方法の実習を兼ねた普通救命講習の案内や、設置場所、使用方法についての広報を、広報紙・インターネット等で行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

続いて、在宅保育を含めた実態と保育ニーズをどう受けとめているのかのおたただしでございますが、まず、保育園につきましては、今日まで整備に努めてまいりました結果、公立・私立保育園が18園と、7万人都市としては比較的充実し、毎年4月の入園時には、保育に欠ける児童全員については受け入れができ、在宅保育はないと考えております。本市における保育ニーズにつきましては、親の働き方などの多様化や女性の社会進出、離婚率の増加などによりまして、0歳児等の低年齢児の受け入れ枠の拡大や、延長保育、土曜日保育、一時保育の充実についてのニーズがあります。

次に、児童福祉法第24条の市の責任についてのおたただしですが、前段でもご説明したとおり、毎年4月段階では、保育に欠ける児童は全員入園していただいております。また、

以前に比較的多かった0・1歳児の待機児童につきましては、公立保育園で0・1歳児対応保育園を増やしてまいりました。また、最近開設されました私立のバンビーノ保育園とあやの台保育園の開園により、待機児童は概ね解消できていると考えております。今後、待機児童が生じないように、私立保育園の協力も得ながら努力してまいります。

次に、待機児童の考え方と認可外保育施設の児童をカウントするかにつきましては、まず、厚生労働省の定義といたしまして、保育所入所申込書が市に提出され、かつ入所要件に該当するものであって、現に保育所に入所していない児童を待機児童としております。ただし、平成14年度から、この要件に該当するもののうち、認証保育所等の地方単独事業により保育を受けているもの、及び他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由で待機しているものは待機児童には含まないとされております。

おただしの、認可外保育施設の児童も待機児童としてカウントできるとの件につきましては、定義にあります「保育所入所申込書が市に提出され、かつ入所要件に該当するもの」とあり、現に申込書が市に提出され、入所の要件に該当して待機されているという実態がなければ、カウントできないものと解釈いたします。

次に、認可外保育施設並びに入所者への補助を実施している市町村についての評価と、本市の考え方についてであります。例に挙げていただきました神奈川県相模原市にあっては、人口66万人の都市で、公立・私立保育所合わせて60施設ありますが、公立・私立保育所で賄い切れない部分を、認可外保育所の中から、市が定めた基準をクリアした認可外保育所22施設を認定保育室として認め、補助

しております。また、京都市向日市につきましては、人口5万人のまちで公立・私立保育園が合わせて7施設ありますが、30人程度の待機児童が生じていることから、認可外保育所並びに個人に対しての補助を行っております。

最後に、本市がこうした制度を取り入れるかにつきましては、平成15年9月市議会での一般質問にもお答えさせていただいたとおり、他市の状況については、概ね公立・私立保育所で預かることができない待機児童に対する施策であり、本市の状況からして制度化することは難しいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（上田順康君）24番 上久保君、再質問ありますか。

24番 上久保君。

24番（上久保 修君）ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

まず最初に、1番目に挙げましたAEDの機器を配備された管理運営についてお尋ねをします。本来、市庁舎の管理につきましては、本市の管理規則の第2条に、管理事務は主管課が統括するとあります。また、その市庁舎にいろいろ配備された部分については、総務課にお願いしたいというようなことで書いておりました。

もう一つは、管理の基本原則としては、どのように私たちは理解すればいいのかわかりにくいので説明願いたいと思います。

それから三つ目には、庁舎管理の主管である事務分掌についてどの程度までが掌握されているのか、この点についても説明願います。

それから、講習計画について、今、答弁をいただいたわけですが、市庁舎の本庁舎では246人中51名ということですが、これは、あと246引く51でまだ終了されてないというふ



うに理解したらいいと思うんですが、間違いありませんか。また、この246人の市の庁舎の職員の方々が、当然1階、2階に配備されているそういう機器について、だれでも操作できるように対応していただきたいんですが、今後の講習計画について、全員受けられるようには計画されてないのでしょうか。

それから、市の研修制度というものがあると思うんですが、ここら辺で市民の生命、また財産を守る、私たちの課せられた使命であるということは、市長も常々おっしゃっておりますように、この点についていかが考えておられるのか。

また、このAEDは、2年前の平成16年7月に一般市民が使用できるようになりまして、約2年少したったわけですが、この市庁舎の1階、2階に配備されている機器について、市民の方が市の広報でしか知らされていないわけですが、橋本市にはホームページが開設されておりまして、僕もパソコンで検索しておりますと、そのような緊急の情報というものを検索できるようになっているわけですが、本市ではどのように考えておられるのか。最初の、1回目の質問の中でも、今後やはり企業間でもこういった対応が推進されてくると思うんですが、そこら辺のことについてお聞きをしておきます。

それから、先ほども教育長から答弁いただきましたが、これはAEDに関しては、だいたい体重が25kgに至らない人はちょっと使用できないように思うんですが、教育面では小学校から救命教育というものを実施して、命の尊さということで私も先ほど申し上げさせていただきましたけれども、この点については、こういう教育に関してどのように考えておられるのか、よろしく願います。

議長（上田順康君）24番 上久保君の再質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（吉田長司君）AEDの取り扱いの職員研修でございますけれども、現在、本庁舎に置いたということで、20%弱しかまだ研修は受けてないわけでございますけども、これは5月に設置して、とにかく使う人が講習を受けないかんということで、5月に実施した分でございます。以降につきましても、答弁でも言っておりましたように、救急救命士の講習のように全員を対象にということで、今後計画していきたいというふうに考えてございます。

それと、AEDを設置したことの広報でございますけれども、議員の言われるように、広報紙と新聞、記者発表したわけでございますけれど、それしか出てきておりません。そういうことで、ホームページに記載については早々にしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）事務分掌とか管理の原則の件なんですけれども、ちょっと事務分掌の内容まで承知しておりませんが、AEDの機器の性格上、万一の事態に備える機器であります。一分一秒を争う運用が最も大切なことありますので、基本的には各施設で管理して、すぐに使える職員が近くにいてることが一番、最も大切なことと思ひまして、今後、各施設に対して設置、それと研修についても、健康主管課のほうからも呼びかけてまいりたいと考えております。

議長（上田順康君）教育長。

教育長（森本國昭君）以前、議員からもご質問いただきましたが、お答えしておりますが、災害時等についても、子どもについてはボランティアを利用してという話もございました。それと同じように、やはりこの件につきまし

ても前向きに考えていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（上田順康君）24番 上久保君。

24番（上久保 修君）今、答弁いただいたんですが、本来この市庁舎の管理というのは、僕はもう総務が担当するもんやとばかり思っているんですが、その機器の扱いの部分について、健康福祉部長からいただいたんですが、今後もそういうふうに健康福祉部が担当していくのか、また橋本市全体で配備計画を立てていったときに、果たして健康福祉部が担当していけるのかというところが僕は聞きたいんですよ。

そもそも、市の庁舎の管理に関して、どのように僕は考えていったらいいのか。また、個々に、このAEDだけじゃなしに、例えばほかのそういう機器であったり、いろんな部分であったりする場合は、その課、課で担当するんですか。やっぱり統括するような、そういうところがなければ、配備計画も何も立てられないと思いますし、当然、教育委員会等でもこれから配備のお願いを、今、教育長のほうから嬉しいあれをいただいたんですけども、それらも含めて全部市の、やっぱり庁舎管理はその庁舎内、またいろんなそういう連携をとるために、主たるところがなかったら理解できないなというふうに思います。

それから、ホームページもそうなんですが、市民の方は今、情報推進課の方にお伺いして、橋本市のパソコンの保有台数はどれぐらいですかというてお聞きしたら、今調べていただいて、だいたい概算で5,000台とか6,000台というふうにおっしゃってますけども、そこら辺はちょっとまだ定かでないんです。ですから、市のホームページであったとしても、市民の方は必ずしもホームページを見て、少なくともやっぱりそういうことはあるわけですが、ほかの方法でも、市民の方にこういった

啓発をしていただいて、先ほど僕、言ったように、一般企業の方々にも、また市民のそういう団体の人がこういうAEDをどんどん推進していただいて、橋本市全体がどこでそういうふうに起きても大丈夫なようにしていただきたいなと思います。

ちなみに、過去に、調べましたら、今この議場におられる木下市長、また上田議長も当時、昭和52年の本会議のときに、当局の民生部長であられた方が急に心臓の発作を起こしまして、悲しいことに亡くなられという事実があったわけですね。こういったことも、やっぱり市の庁舎ではそういうことが起こり得るわけで、だれもがそういう操作できるように僕は対応してほしいなというふうに思います。

それから、消防本部でお尋ねをしました。平成16年、17年、それから平成18年1月から5月までに、この特定行為の実施状況をお伺いしました。いろんな気管内とかいろいろあるわけですが、除細動についてやっぱり3件あるんですわ。全体では110件です。それから地域的に見ますと、やはり老健施設のところが多いというのは、これは当然わかるわけですが、ちなみに発生する場所をお聞きすると、夜間であったりいろんな、住宅で起こったのは一番多いわけですね。それから公衆の出入りする場所というのはやっぱりありますわ。10件、仕事場とか道路上とか、今まであったそうです。ちなみに、救急車が現場まで到着できるだいたいの平均が、6分後半から7分、7.5分ぐらいかかるわけです。本来応急手当てというのは、4分以内に何らかの手当てをしなければ救命率が低下するというのは、先ほど僕、申し上げましたし、それは皆さんもご承知だと思いますけども、そういうことで、やはり市の庁舎で配備した以上は、これからどういうふうに展開していただける

んかなというのは、僕の、昨年も同僚議員も A E D に関しては質問していただいたように、やっぱり市民の中ではそういうふうにかかておられる人もおりますので、その点、もう一度お願いします。

議長（上田順康君）健康福祉部長。

健康福祉部長（上田敬二君）まず 1 点目の、全体計画と管理の主管課の問題ですけれども、現時点で市の施設全体の配備計画あるいは管理体制について、明確に決まっておられません。全体計画の立案担当課については、今後企画部と健康福祉部で協議してまいりたいとそう考えております。

それと、P R についてなんですけれども、市庁舎については 1 階と 2 階、2 台設置したわけなんですけれども、いずれも携帯が可能であります。ですから、健康教室等で 1 台持ち出して、今後、有効な機会をとらまえて、実地講習をしながら研修をしてまいりたいと考えております。

それと、同じく健康福祉部の課なんですけれども、介護高齢課が介護予防の教室を各地域で開催しますのに、対象が高齢者ということで、万一に備えてもう 1 台レンタル契約を 6 月 1 日からしております。これについても万一に備えるだけではなくて、介護予防教室の中で A E D 等の使い方についてもあわせて講習会を持っていきたいとそう考えております。

議長（上田順康君）24 番 上久保君。

24 番（上久保 修君）まだ答えていただけるんかな。

議長（上田順康君）上久保議員に申し上げます。11 時 48 分までで。

24 番（上久保 修君）48 分。はい。了解です。

議長（上田順康君）よろしく。

24 番 上久保君。

24 番（上久保 修君）ありがとうございます。ちなみにレンタル料は今 4,900 円であったり、6,800 円といろいろとあるわけですが、安価に対応できますので、台数、例えば 100 台にしても知れてますわね。年間についても知れてますので、そこら辺の対応をよろしくお願いしたいと思います。

それから、2 点目の質問で、子育て支援に関することで再質問させていただきます。いろいろと用意してきたんですけども、一つだけちょっとお聞きをしておきます。

先ほども、ちょっと僕、一般質問の 1 回目のときに触れてなかったんですが、通告には県立橋本体育館でのことを通告しておりまして、県立体育館、ご承知のように指定管理ということで橋本市が管理するようになりました。開館当時から、ここの体育館ではいろいろなイベント、また何々教室、スポーツ教室、エアロビ、ヨガ、いろいろとやられているんですけども、開館当時から託児サービスを行っておるそうです。これは今言う認定の保育所の出張じゃなしに、認可外になるのが無認可になるのか、そこら辺よくわかりませんが、市民からの疑問に対する相談がありましたので紹介しておきますと、橋本体育館で行われるとき、この施設の事業者と呼ばせてもらいますけども、1 名につき 1 回当たり、これは 900 円もらっているそうです。1 時間。それが 1 時間 40 分になるときもあるそうですが、その保育スタッフは、その 200 円引いた 700 円。何を言いたいかといいますと、負担される、預ける側としたら、本来 900 円を払うのがあれなんですけども、2 歳児とか 4 歳児で、利用者はまだ不審に思っておられるので、ちょっと紹介しておきますんやけど、1 回当たり 2 歳児は 500 円で、400 円補助されておるんですわ。それから 10 回一括ですと 3,000 円。つまり 1 回当たり 600 円の補助になるんですけども、これ

は掛ける10で6,000円ですね。それと同じように、4歳児では1回当たり400円の負担がありまして、500円補助している。10回であると2,000円、つまり1回当たり700円の補助に対して、10回で7,000円。これは利用者にとってはすごい助かるわけですが、結局、保護者のリフレッシュに大いにこれからも利用していただきたいんですけども、これらについてちょっと僕もまだ利用者、市民の方も誤解されているかもわかりませんので、この点詳しく、そういう対応、今、県立体育館のときは僕はよう言わなかったんですけど、市が指定管理者となって管理運営していく上では、やはりこの点についても市民の方から注意を受けたので、その点説明をしていただきたいというのが一つと、それから。その一つ、よろしくをお願いします。

議長（上田順康君）教育次長。

教育次長（岸田茂利君）上久保議員の県立橋本体育館での各スポーツ教室、参加されている方の託児料についてのおただしでございますけれども、確認しましたところ、文化スポーツ振興公社で主催事業を行っておりますけれども、子育て中の若いお母さん方にも、できるだけスポーツ教室に参加していただきたいという、そういう環境づくりのために、議員ご指摘のように託児ルームというんですか、預かりをしているようであります。

しかしながら、その料金につきましては、その預けるお母さん方が自己負担、先ほど議員がおっしゃられましたように4歳児では400円だとか、5歳児では500円自己負担をされまして、残りの金額につきましては、そのスポーツ教室に参加されているお母さん方全体の参加料で補っているということで、市からあるいは体育館から等の補助は一切されておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（上田順康君）24番 上久保君。

24番（上久保 修君）はっきりと言うていただきましたので、市民の方も理解されると思います。ただ、そういう方が疑問に思って、一方では補助していると。一方ではそういう認可外のところについては全額負担して預けておりますわね。そんなことがありましたので、質問させてもらいました。

時間がないので、もう一つ、三つ目の質問ですが、特に安全性について、先ほどもパソコンの話を見せてもらいましたけども、橋本市では学校教育課がファクスで送信していただいている不審者情報について、件名とか連絡事項とかいろいろとあります。こういったところは、各小・中学校長、また幼稚園長、それからいろいろと民間の園、またきのくに子どもの村学園とか、古佐田ヶ丘の中学校長とか、いろいろと何カ所か、九カ所をファクス送られているんですけども、こういったものは、ある自治体ではリアルタイムにパソコン上でやってますし、また最近では、携帯でこういった情報を流しているということがあります。保護者にとっては、学校長が当然、認識するのはいいんですけども、子どもが帰るまでわかりませんわね。また、学校長の方が各家庭に連絡されるのであればいいんですけども、不審者情報としてそのまま受け取っただけの話では、やっぱりちょっとおかしいなというふうに思います。ですから、この点について、今後そういう不審者の情報、これは沼津市とか三島市では、こういう多発しているということで、車のナンバーまで、これは個人情報の保護もあるかもしれませんが、こんなことをして載せているんですよ。僕、ちょっと検索したらね。橋本市はこういうことも対応していただけるのかというふうに思いますので、3番目の質問の中で、特にこの

点だけお聞きしときます。

議長（上田順康君）教育長。

教育長（森本國昭君）現在考えておりますのは、メールを利用して、メールに登録されている方にすべて1カ所から、不審者があれば、どここの場所で不審者が出たというようなことを各自メールで発信すると。そういう方法をとっていきたいと思います。この6月議会で予算化をお願いしております。登録された方には、すべて一斉にそのメールが届くという方向をとっていきたいと、そのように思っております。

議長（上田順康君）もう時間がありませんので、これをもって24番 上久保君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）